

(別紙. 募集要項：R7新規任用2)

職種	記号	業務内容	任用期間	勤務場所	職務内容	応募資格	勤務日	勤務時間	休憩時間	休暇等	報酬額	社会保障
事務職	1	事務補助員	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで ※任用期間満了後に人事評価により勤務実績が良好である場合は、連続して公募によらず再度任用される場合があります。 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。	市役所本庁ほか	各課等における事務補助	問わない	週5日	(庁舎内勤務) 午前8時30分～午後5時15分 (上記のうち週35時間) (施設等勤務) 午前8時00分～午後10時00分 (週35時間) 勤務予定表によって勤務日、勤務時間を調整	1時間以内	年次有給休暇 採用6か月後から1年につき10日、1年経過ごとに加算、最大20日、他、村山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく。	・月額148,200円～ ・「村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」の別表第1（2）月額、職位Ⅰに定める額（勤務実績により決定） ・期末手当 ・勤勉手当 ・通勤のための費用弁償（2km以上の通勤距離の場合）	・共済組合、厚生年金加入 ・雇用保険適用 ・市役所本庁以外は労災保険適用
学校支援員等	2	学習支援員（学習サポーター）		小中学校	さまざまな障がいを持つ児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援			午前8時00分～午後5時15分 (週25時間) (勤務時間は勤務する小中学校により変動あり)			・時間額988円～ ・「村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」の別表第1（3）時間額、職位Ⅰに定める額（勤務実績により決定） ・期末手当 ・勤勉手当 ・通勤のための費用弁償（2km以上の通勤距離の場合）	
	3	部活動指導員		中学校	部活動の指導		週3日	午前6時00分～午後7時00分のうち1～3時間 (1週間10時間以内)	なし	村山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく。	・時間額上限1,650円 ・「村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」の別表第1（3）時間額、職位Ⅱに定める額（勤務実績により決定） ・期末手当 ・勤勉手当 ・通勤のための費用弁償（2km以上の通勤距離の場合）	・雇用保険適用 ・労災保険適用
障がい者採用	4	事務補助員		市役所本庁ほか	各課等における事務補助	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方	週5日	(庁舎内勤務) 午前8時30分～午後5時15分 (上記のうち週35時間) (施設等勤務) 午前8時00分～午後10時00分 (週35時間) 勤務予定表によって勤務日、勤務時間を調整	1時間以内	年次有給休暇 採用6か月後から1年につき10日、1年経過ごとに加算、最大20日、他、村山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく。	・月額148,200円～ ・「村山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」の別表第1（2）月額、職位Ⅰに定める額（勤務実績により決定） ・期末手当 ・勤勉手当 ・通勤のための費用弁償（2km以上の通勤距離の場合）	・共済組合、厚生年金加入 ・雇用保険適用 ・市役所本庁以外は労災保険適用